

【談話】

拙速な法制化ではなく、子どもと教育の立場に立った真摯な議論を求めます
－「いじめ」対策、防止に関わる法案の国会提出について－

2013年5月21日
全日本教職員組合（全教）
書記長 今谷 賢二

「いじめ」、暴力、体罰問題など、子どものいのち、人権をめぐる国民的な関心が高まる中、政党から相次いで「いじめ防止」に関わる法案が国会に提出されました。4月11日には、民主・生活・社民三党が「いじめ対策推進基本法案」（以下三党案）を共同で参議院に提出し、5月16日には、自民・公明両党が「いじめの防止等の対策の推進に関する法律案」（以下自公案）を衆議院に提出しています。今後与野党協議により自公案と三党案を一本化し、今国会での成立をめざすと報道されています。

現在提出されている両法案の特徴は、「いじめの禁止」をうたい、「いじめ」を規制、管理、取り締まりで「防止」しようとしている点です。とりわけ自公案は、2月26日に「教育再生実行会議」が発表した「いじめ問題への対応について」（第1次提言）の立場を推進しようとするものとなっています。第1次提言は、「先の安倍内閣において改正された教育基本法の理念が十分に実現しておらず、国の未来を担う子どもたちの中で陰湿ないじめが相次ぎ、世界に伍していくべき学力の低下などが危惧される中、教育の再生は我が国の重要課題」と述べ、改悪教育基本法の具体化がすすんでいないことがいじめ問題の根底にあるかのような認識を示しています。その上で提言されているのが「いじめ防止対策法の制定」や道徳の教科化です。自公案の中には、「保護者の責務」「道徳教育の充実」「所轄警察署との連携」（いじめた児童への）「懲戒」「出席停止」など第1次提言で示された徹底的な管理・統制の対策が盛り込まれています。

「いじめ」は、子どもたちの人間関係の中で起きるものであり、全教アピール(2012.8.2)で提起したとおり、「いじめ」問題を克服する力は、子どもや教育の中にこそあります。しかし、両法案の中には、子どもたちの成長・発達に信頼を寄せ、ともに問題に向き合っていく観点が欠落していると言わざるをえません。

いじめ問題への関心が高まる発端となった事件の起きた大津市では、第三者委員会の調査報告書が1月31日に発表されました。調査報告書は、事件の経過に真摯に向き合い、明らかになった事実と教訓をもとに、「教員への提言」「学校への提言」など6つの提言を示しています。「道徳教育や命の教育の限界」が指摘され、「現場で教員が一丸となったさまざまな実践こそが必要」と強調しています。また、社会が「ますます競争原理と効率を求める方向に」すすんでいると指摘し、「現代の子どもはいじめは、社会の在り方と根深いところで繋がっている」とし、「学校間格差、受験」などを背景とする子どものストレスの強まりに目を向けることを促しています。提言の内容は、2010年に国連子どもの権利委員会が日本政府に「高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子ども間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺の原因となることを懸念」し、「大学を含む学校システム全体を見直すこと」と勧告した内容とも合致するものです。

「子どもたちのいのち、人権が守られる学校であってほしい」との父母・国民の願いに応える立法府としての役割が国会に問われています。拙速な法制化ではなく、いじめ問題に真摯にとりくむ学校を励まし、子どもたちに寄り添った教育のできる施策についての十分な議論が必要です。大津市の調査報告書に見られるような子どもに信頼を寄せ、教職員、父母、地域の共同したとりくみこそが、いじめ問題を克服する方向です。全教は、そうした実践を全国で積み重ねている皆さんとともに、いじめや暴力を克服し、すべての子どもたちのいのちと人権が何よりも大切にされる学校づくりをすすめるとともに、改悪教育基本法の具体化を許さないたたかいに全力をあげる決意です。

以上